

令和元年度 長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト作成業務受託者募集要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（令和28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和元年7月5日

長野県県民文化部国際課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和元年度 長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト作成業務

(2) 業務の目的

本年4月から施行された改正入管法により、増加が見込まれる県内に在住する外国人の受入環境整備は、本県が推進する多文化共生社会の実現に急務である。

「長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト」（以下、「サイト」という。）の作成は、県内に在住する外国人及び外国人を雇用する事業者等（以下、「外国人等」という。）が必要とする情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報を一元化して発信することを目的として実施する。

(3) 業務内容

外国人等が必要とする情報や相談場所に迅速に到達できるように、情報を一元化して発信するサイトを作成する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 実施体制

ア. 運営体制及び県窓口等との連携

イ. 類似事業の履行実績

ウ. 個人情報の取扱い

② Webサイト作成

ア. 新サイト作成に対する認識

イ. Webサイトの制作体制、工程並びにデザイン、構成

ウ. サイトコンテンツの詳細設計

③ Webサイト運用体制の構築と運用支援

ア. 運用体制の全体像・方針

④ 多言語化（15言語以上）表示

ア. 翻訳の方法

イ. 対応言語数

⑤ その他（①、②、③以外の項目で特に提案する事項やアピールする点）

⑤ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野市大字南長野字幅下 692-2

(7) 履行期間又は履行期限

契約日～令和 2 年 3 月 31 日

(成果品の納期は令和元年 9 月 30 日、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までは、サイトの保守・運用管理)

(8) 費用の上限額 294 万円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（令和 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（令和 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県県民文化部国際課多文化共生係
電話	026-235-7165
ファックス	026-232-1644
メール	kokusai@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和元年7月12日(金)午後5時(必着)  
(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)  
【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに国際課に到達したものに限り、  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)①)の3日前までに、書面により国際課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により国際課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和元年7月17日(水) 午後1時30分～
- (2) 開催場所 長野県議会議員会館会議室
- (3) 対象者 公募型プロポーザルに参加申込手続きをした者
- (4) その他 説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。  
説明会参加のための諸費用は、参加者の負担となります。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和元年7月19日(金)午後5時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 国際課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和元年7月22日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

① 企画提案書提出表(様式第8号)

② 企画書

ア A4版(縦)の任意様式(A3折りたたみ可)

イ 別添「仕様書(案)」に留意すること。

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

③ 経費見積書

※ 経費見積書では、納品期限が令和元年9月30日である成果品に係る経費(消費税及び地方消費税8%)と令和元年10月1日から令和2年3月31日までのサイトの保守・運営管理に係る経費(消費税及び地方消費税10%)をわかるようにしてください。

④ 委託業務に係る体制、作業スケジュールおよび過去の同事業実績の概要(②に含めることも可)

⑤ 会社概要またはパンフレット(写し可)

(2) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を企画書に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期間 5(2)に同じ。

③ 受付時間 5(3)に同じ。

④ 受付方法 5(4)に同じ。

⑤ 回答方法 5(5)に同じ。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和元年7月25日(木)午後5時必着

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 8部(原本1部、コピー7部)

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに国際課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、別に定める「長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト作成業務受託者選定要領」に基づいて選定されます。

(6) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

日時：令和元年7月29日（月） 午後1時30分～（予定）

場所：長野県庁西庁舎108号会議室（予定）

※ 正式に決定した後、各応募者に別途通知します。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により国際課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により国際課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、国際課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① (7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により国際課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により国際課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、国際課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。